

2025年12月18日

納税準備預金規定の改定について

平素より、神奈川銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

自己宛小切手の新規発行受付終了に伴い、下記のとおり納税準備預金規定を改定いたします。

1. 対象となる規定

納税準備預金規定

2. 改定日

2026年1月5日（月）

3. 改定内容

改定前	改定後
5. (預金の払戻し) (4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、預金店はただちに租税納付の手続きをします。 <u>ただし、預金店で取扱うことのできない租税については納付先宛の銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</u>	5. (預金の払戻し) (4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、預金店はただちに租税納付の手続きをします。

以上